

祭礼におけるもめごとの処理とルール 彼はなぜ殴られたのか

著者	中里 亮平
著者別名	NAKAZATO Ryouhei
雑誌名	現代民俗学研究
号	2
ページ	41-56
発行年	2010-03
権利	現代民俗学会
その他のタイトル	The Handling of Conflicts that Arise of Festivals and Also the "Rule" of Festivals
URL	http://hdl.handle.net/2241/00143550

祭礼におけるもめごとの処理とルール

—彼はなぜ殴られたのか—

中里亮平 *

NAKAZATO Ryouhei

The Handling of Conflicts that Arise at Festivals and Also the "Rule" of Festivals

Taking the example of the annual Kurayami Festival at the Ookunitama Shrine in Tokyo's Fuchu city, this thesis will consider the handling of conflicts that arise at the festivals, and also the "rules" of festivals which can be seen from that example.

Although various conflicts may arise at festivals, these are handled according to different rules than those applied to conflicts that arise in everyday life. Kurayami Festival, which is also sometimes called the "Argument Festival", is known for its frequent conflicts. This thesis takes as examples conflicts that have arisen at the Kurayami festival, and clarifies the reasons for the conflicts, how they were handled, and according to which "rules".

In addition, by posing the question "why was he hit?", this thesis aims to offer a new viewpoint on the issue of the conflicts that arise at festivals.

キーワード：祭礼 もめごと ルール 個人 「顔が利く」人

はじめに

本論文では東京都府中市大国魂神社の例大祭くらやみ祭を事例として、祭礼におけるもめごとの処理とそこからみえる祭礼のルールについて考察する。

祭礼の現場では様々なもめごとが発生するが、それは日常生活とは異なったルールで処理される。くらやみ祭は、別名喧嘩祭りとも呼ばれ、もめごとが頻発する祭礼として知られている。本論文はくらやみ祭で発生したもめごとの事例を取り上げ、それがどのような理由で発生し、どのように処理されるのか、そしてそこにはどのようなルールがあるのか、を明らかにする。

* 筑波大学大学院人文社会科学研究所

さらに、そこに「彼はなぜ殴られたのか」という問いを発することで、祭礼におけるもめごとに新しい視点を提供することを目指す。

1. 先行研究と調査地概観

（1）先行研究の批判と本論文の目的

祭礼におけるもめごとを対象とした研究は少なくない。しかし、そこに共通する視点は祭礼におけるもめごととは「祭礼などにおける、コスモロジカルな共同体の秩序を賦活するために発揮される非日常的な宗教的・儀礼的“暴力”」[川村 1998: 225]であり、「共同体の秩序」を活発にするために行われるものであるというものであった。

例えば、桜井徳太郎は祭礼において予定にない暴力行為を若者が引き起こす事例をあげ、それについて「突如としてハッスルし、突如として筋書きにないハプニングが展開することを若者たちは「若者理屈」だとか「若者道理」という。（中略）騒乱こそ歓迎されないところであるから、もしそういうことをすれば罪に問われる、共同体の掟を犯す由なき行為として、それは非難され処罰されるべきである。けれども祭りの時だけは非難されずに許される」[桜井 1985: 168]と指摘している。そして、その理由を「祭りは決して一定の杓子定規で進められる側面だけでなく、そのパフォーマンスにおいてきわめて躍動する側面がある。私はこれあるがゆえに、祭りはその固着化をまぬがれ、マンネリ化が防がれると同時に、逆に人びとが祭りに注ぎこむエネルギーが生まれてくるし、祭りを毎年やらなくちゃならないという、祭りに対する期待がもたれるひとつの理由ではないか」[桜井 1985: 168]としている。

これには、2つの理由が考えられる。まず、1つ目は、これまでの祭礼研究で中心的に扱ってきたもめごとや対立が、制度的に祭礼の構造の中に組み込まれたもめごとや対立（あるいはそこから発展するもめごとや対立）の事例だったからというものである⁴⁾。

2つ目は、これまで祭礼研究には、祭礼とは「同一の社会集団のメンバーがお互いに「身内／仲間」であることを（再）確認するための社会—文化的仕掛け」[芦田 2001: 34]であるというデュルケム以来の定説が存在し、それを前提に参加者に共有され、それを破れば制裁を受けるものとして「共同体の秩序」が想定されていたから、という祭礼研究の根本的な前提に関わるものである。

例えば、柳川啓一は秩父の夜祭を事例に、祭りの本来の担い手である町会と祭りに新しい要素を付け加えようとする観光協会の関係を考察し、町内会と観光協会の対立の関係を指摘した。だが、その両者は「根本においては、同じ目標を目指しており、対抗を通じて窮極的には「親和」あるいは団結を目指しているという認識によって支えられている。ともに、祭をさかんにして、「秩父」の名前を高くしなければならぬと考えている」[柳川 1987: 71]としている。

柳川は祭礼の組織の原理を「親和と対抗」という言葉で示しており、町内会と観光協会のもめごととも結局「共同体の秩序」の達成に繋がっているとしているのである。

しかし、祭礼を取り巻く環境は近年大きく変容している。「広くは近代化の過程において、狭くは高度経済成長とともに、全国の祭りがおしなべて衰退していった最大の要因として、地域社会（＝ムラとマチ＝共同体）の解体を指摘することは容易であろう。祭りの最大の社会的機能が共同体の（再）確認にあるとすれば、祭りの社会的基盤そのものである共同体の解体は、ただち

に祭りを不必要にも不可能にもするはずである」[芦田 2001: 30] というように、「共同体の秩序」を祭礼研究の前提として無条件に受け入れることは困難になっている。

こうした祭礼の現代的状況⁽²⁾を受けて従来の祭礼研究に対して様々な批判が行われている。

それぞれ視点は異なるものの、それらを整理すると「祭礼を調和的なものと見なし、さまざまな力の葛藤や支配の競合をみない」[竹沢 1999: 89]、「多様性やそこで起こる葛藤や競争、協調等が論じられていても、それは共同体の統一のなかで起こるとされる。その結果、儀礼的構造は不変のもののみなされ、祭礼をめぐる文化実践に伴う政治的、社会的力関係等、多様な力関係が差異を生み出す動態への関心は希薄であった」[中野 2007: 2]、「祭りの機能論は、変動論ならびに闘争論的なパースペクティブに向けても開かれているし、また、そうでなければならない」[芦田 2001: 28] ということになる。

それぞれがよって立つ立場は異なるものの、その主張には共通する点がある。それは、これまでの祭礼研究が調和的で静態的なものであり、それでは祭礼によって生じる葛藤や競争、闘争を見逃してしまうという主張である。

祭礼の参加者だけでなく、それを取り巻く社会・時代をも視野に入れ、様々な人々が自らの立場・経験や主義・主張を意識的・無意識的实践としてぶつけ合い、競い合う。常に揺れ動いていく生々しいものとして祭礼を捉える視点が必要とされているのである。

また、俵木悟は柳田國男以来の祭礼研究を整理し、「従来の祭り研究は、祭りという現象を、地域差や時代差を超えて何らかの本質をもつ1つの実態として捉えることを試みてきた。そこには総体として、何らかの社会的に共有された思考や行動の様式があるということが暗黙の前提になっていた。いわば集合表象としての祭りの研究であったと言えるだろう」と指摘する。

その上で「けれども長い歴史の中で、人はいつも祭りを十分に理解して、その意義を認めて伝えてきたのではない。祭りは何よりも、人びとが集まってする実践としてあった」としている。

さらに俵木は「祭りに引き込まれる動機や、それを通して体得される人びとの感覚などは、時代とともに移り変わっているはずである。(中略) これからの民俗学には、祭りに関わる人それぞれの主体性と、彼らが祭りを通して獲得していく経験とを、可能な限り仔細に記述することが求められる。祭りの研究は必ずしも民俗学の専売特許ではないが、しいて民俗学が他の学問にない強みを持つとしたら、それは間違いなく、実地の観察と現地の人びととの対話によって得られるナマの感覚をすくい上げることにある。理論は常に抽象化をとまなうが、そこからこぼれ落ちるものに目を向けることができる最前線が民俗学のような実地の学問であろう。(中略) 従来の民俗学によって「祭り」として概念規定され、テキスト化されてきたものから一度離れて、あらためて人が「祭り」と呼んで行っている実践と、そこで得られる経験に近づこうとすると、見えなかったものが見えてくる。そこから新しい民俗学の祭り研究の視野が開けるはずである」[俵木 2009: 35-37] と今後の祭礼研究に民俗学が果たす役割をこのように位置づける。

これは単純な現場至上主義ではない。新しい祭礼研究は「不必要にも不可能にもなるはず」の祭礼が今もなお存続し、そこに多くの人が集まるという事実から始められる必要がある。そして、これは民俗学による祭礼研究こそがなすべきことである。

祭礼研究を縛り続けていたあまりにも有効な、祭礼とは「同一の社会集団のメンバーがお互いに「身内／仲間」であることを(再)確認するための社会—文化的仕掛け」であるという定説から離れ、今、そこにある祭礼について、その現場から考察することこそが必要なのであり、そこ

から導き出される新しい祭礼像こそが必要とされているのである。

そこで本論文では、祭礼におけるもめごとを事例として、そこからもめごとの処理とルールについて考察するとともに、そこに「彼はなぜ殴られたのか」という問いを発する。

この「彼はなぜ殴られたのか」という問いは、祭礼におけるもめごとの根本をなす問いである。後述するように、誰かが誰かに殴られた、その理由は何なのか、というもめごとの原因であるシンプルな問いにこれまでの祭礼の理解では答えることができないのである。本論文は祭礼が「同一の社会集団のメンバーがお互いに「身内／仲間」であることを（再）確認するための社会—文化的仕掛け」であるがゆえに許され行われるものとみなされてきた祭礼におけるもめごとを、今、そこにあるものとしての祭礼の現場から捉えなおすことで新しい祭礼像を描き出そうとするものである。

（2）調査地概観

1) くらやみ祭の歴史

くらやみ祭は東京都府中市大国魂神社の例大祭であり、5月3・4・5・6日に行われる、参加者1万人、観客30万人といわれる大規模な祭礼である。

武蔵国府の祭礼としてのくらやみ祭の起源は、府中に武蔵国府がおかれた奈良・平安時代にまで遡ることができるとされている。その後、江戸時代になるとくらやみ祭は、大都市江戸近郊の祭礼として新しい展開をみせることになる。徳川氏が社領500石を与えたことや、府中自体が甲州街道の4番目の宿場町となったことから、江戸市中から多くの見物客の訪れる祭礼となっていたのである。

神社主体の祭礼を周辺の住民が参加して盛り上げるという現在に繋がるくらやみ祭の構図は江戸時代後期までにはできあがっていたと思われる。その後、明治維新で社領を失ったことで経済的に危機に瀕した大国魂神社はそれまで神社で管理していた神輿をシカチョウ⁽³⁾に委託することとなった。これによりくらやみ祭が住民の祭礼であることという意識が強化され、太鼓の巨大化と増加、神輿の華美化などの現象が起きた。

戦争中の昭和20年（1945）に1度中断された以外は伝統的な形を残したまま行われ続けたくらやみ祭だが、昭和35年前後に大きな転機を迎えることになる。くらやみ祭ではその名称通り夜の23時に神輿渡御を開始していたのだが、喧嘩や暴力事件が頻発することから、警察や市民の批判が強くなり、神輿の渡御が全面中止となったのである。翌年には神輿が復活したが、その後も混乱が続き、昭和43年から渡御の時間は16時からとなった。また、責任機関である大祭委員会の創設などの組織面での変更、祭りブームの影響を受ける形での神輿渡御様式の変更⁽⁴⁾などもこの時期に行われた。その後、参加者の必死の働きかけにより、現在くらやみ祭は18時から神輿渡御を行うようになっている。

2) くらやみ祭の運営組織

くらやみ祭の参加者合計は最大で1万人といわれるが、その正確な人数は定かではない。参加者はそれぞれ自らの経験、立場から異なった人数を想定しているからである。

一之宮、二之宮、三之宮、四之宮、五之宮、六之宮、御本社、御霊宮という8つの「宮」と

呼ばれ神輿を管理する集団がくらやみ祭を運営する基本的な単位となっている。

この宮をまたぐらやみ祭全体に関わる組織として昭和40年代初頭以降に創設された責任機関としての大祭委員会と青年大祭委員会・総社連合がある。

宮の内部には町内、青年、太鼓、囃子保存会、神輿講などの組織があり、それぞれ役割を分担している。また、府中という地域に在住しているかどうかを基準にすると神輿講、太鼓は府中以外の地域の住民が多く、その他の組織は府中在住の人で占められている。

2. もめごとの発生と処理

本章では具体的な事例をもとに、もめごとの発生と処理について記述する。取り上げる事例は、青年同士のもめごと(平成18年(2006))、乱入者ともめごと(平成19年)、観客ともめごと(平成17年)という現代のくらやみ祭に起こった3つのもめごとである。これらのもめごとはすべて筆者が祭礼組織に参加し、祭礼の現場で体験したもめごとである。

この3つの事例は、祭礼参加者内部でもめごとであり、積極的に関与してきた祭礼参加者以外ともめごとであり、祭礼の外部ともめごとであるという点で規模、処理の方法、くらやみ祭への影響などにおいてタイプの異なるもめごとである。また、それぞれがもめごとの処理において特徴的であり、祭礼におけるもめごとの処理のルールについて考察するのに適したものであると思われる。

(1) 青年団同士のもめごと

1) もめごとのあらまし

平成18年くらやみ祭において起こったもめごとである。平成18年、神輿渡御終了後、A青年の会長がB青年の会員によって殴られるという事件が発生し、A青年とB青年の間に緊張が走った。それぞれの青年のOBも巻き込んで、大問題に発展しかけたがA青年がB青年との縁を切ると宣言することで、一応の決着をみた。

2) もめごとの発生

平成18年くらやみ祭神輿渡御終了後、A青年の会長が酔ったB青年の会員に殴られるというもめごとが起こった。

「祭りが終わったら、それで終わりだよ。その後はまあ、終わりだよ」「喧嘩を引きずるのは野暮だからな、お祭り終わったら、それで忘れるんだよ」というように参加者同士が起こすくらやみ祭での喧嘩は祭礼が終了すれば、それで終わりになり、遺恨を残さないのが決まりである。しかし、このもめごとではそうはならなかった。これは殴られたのがA青年の会長であったこと、そして殴ったのがB青年の会員であったことが影響している。A青年はシカチョウと呼ばれるくらやみ祭の中心的な役割を果たす町内に所属しており、歴史・格式・勢力においてもくらやみ祭に参加する青年の中で最大のもののひとつと目されている青年であった。

[事例1] 「Aはナンバーワンだから絶対頭下げるなって、何かあったら負けるんじゃない

ぞって言い聞かせてる」「A は別格だからさ、どこにも負けちゃいけねえんだって、なめられちゃいけねえんだって、先輩たちからずっと言われ続けてるからさ」「どこに行くにもさ、府中の A なめんなよって。一番だと思ってるからさ」（A 青年のメンバー A 青年についての話の中で）

A 青年では代々〔事例 1〕のように教えており、自分たちがくらやみ祭で「ナンバーワン」であるという意識を強く持っている。A 青年の会長となる人物は、青年としての資質や人望が必要とされるだけでなく、A 町内で由緒ある家の出身でなければならず、今後のくらやみ祭を担う人物と目されているのである。

一方、B 青年は府中市の人口増加や祭りブームによるくらやみ祭参加者の増加によって創設された創設 30 年にも満たない新興の青年であった。勢いがあり人数も多いが、シカチョウではないこと、歴史が浅いことなどから、A 青年からは格下の青年とみなされていた。もちろんこれは完全にくらやみ祭内部の参加者のみが共有する格付けであるのだが、A 青年とその OB にとって「なめられちゃいけねえ」A 青年が、格下の B 青年になめられた、と映ったのである。

3) もめごとの処理

もめごとの発生後、B 青年は B 青年 OB で A 青年 OB とも付き合いがあるくらやみ祭の中で「顔が利く」人物⁽⁵⁾である C に相談を持ちかけ、仲裁を依頼した。

〔事例 2〕「うちの青年がさ、A 青年ともめちゃったって、俺のところに来たわけだよ。俺はさ、顔が利くから A の OB の人たちとかとも普通に付き合いがあるしさ、そういうことできるのは俺しかいないから俺のところに来るわけだよ」（45 歳 シカチョウ出身 平成 18 年のもめごとについての話の中で）

C はこの経緯について〔事例 2〕のように話している。C は、相談を受けて A 青年 OB であり、「顔が利く」人物である D に仲裁を依頼することとなる。

そうした OB 同士のやり取りを把握しつつ、A 青年はこのもめごとを B 青年と「縁を切る」という形で処理することとした。A 青年と B 青年は同じ宮ではないため、「縁を切る」ことによってくらやみ祭の運営に直接的な影響を与えることはない。

しかし、府中市青年連合会のようなくらやみ祭全体に関わる組織の活動においては双方が顔を合わせる機会は多々あり、それぞれの青年 OB などにはくらやみ祭運営に直接関わる人物も多い。このため「縁を切る」というのは相当に厳しい処理の方法であるといえる。青年同士のもめごとがこのような形で処理されることとなったのには、やはり A 青年が認識する B 青年との格の違いが影響していると思われる。

また、このもめごとは当事者である青年とその OB の段階で話がまとまり、上部組織であり宮の運営を行う町内やくらやみ祭全体の運営に関わる大祭委員会まで話が上がることなく処理された。

（2）乱入者とのもめごと

1）もめごとのあらまし

平成19年くらやみ祭の神輿渡御において起こったもめごとである。くらやみ祭3日目、神輿渡御の最大の見せ場である御旅所前の交差点において、外部の人間が神輿の花棒を担いだことによって乱闘が起こった。この乱闘は警察の介入もなく花棒を担いだ外部の人間が助け出されて解決したようにみえたが、その後、なぜその人物に半纏を貸し神輿渡御に参加させたのかという問題をめぐって参加者内部でももめごとを引き起こすこととなった。

2）もめごとの発生

このもめごとには2つの発生原因がある。1つ目は外部の人間が花棒を担いだということであり、2つ目は外部の人間をくらやみ祭に参加させたということである。

まず、1つ目について説明する。花棒とは神輿の先頭部分の点棒のことであり、これは最も目立ち最も人気のある位置である。これを担ぐことは名誉とされており参加者からも「花棒ってのはさ、やっぱりメインだし目立つからさ、皆担ぎたいんだよ」「花棒担がないと神輿担いだって言えない」といった言葉は多く聞かれる。

このため、花棒を担ぐことができる人間は青年と決められており、青年以外で担ぐことができるのは「顔の利く」人物だけである。それ以外の人物は担ぐことが許されず、無理やりに担ごうとすれば殴られても仕方がないとされている⁶⁾。

くらやみ祭の参加者には、花棒を担ぐことができるのは青年であるという共通の認識があるため、参加者同士で花棒をめぐるもめごとが起こることは少ない。もめごとが起きるのは外部の人間がくらやみ祭に乱入した場合が多いのである。今回のもめごとでも外部の人間が強引に花棒を担ごうとしたことに起因している。

2つ目は、なぜ外部の人間がくらやみ祭で神輿を担ぐことができたのか、という問題に繋がっている。

[事例3] 「(知らない人が入っていると分かるんですか?) 顔知らないし、やっぱ普通にまぎれて入れば分からないのかもしれないけど、こう突っ込む感じで入ってくるからな、あ、こいつよそ者だなんて。ただ、(花棒を担ぎたいって) その一心で突っ込んでくるから。あの野郎よそもんだなんて」(50歳 シカチョウ以外出身 神輿について話しているときに)

外部の人間と神輿、花棒については[事例3]のような話を聞くことができた。

神輿を担ぐ人々、担ぎ屋といわれるような人々は花棒を担ぐことに祭礼に参加する意義を見出しており、それゆえに地元の人々との間にもめごとが起きるのである。

これはくらやみ祭に限ったことではないと思われるが、祭礼の参加者は自分たちの神輿を守るという意識を強く持っており、外部の人間に花棒を奪われることをひどく嫌う傾向がある。身内であるくらやみ祭参加者にすら担がせない花棒を外部の人間が担ごうとしたら、そこにもめごとが起きるのは必然である。

そもそもくらやみ祭には後述するように服装などに詳細な規定があり、外部の人間が関わるのが難しい仕組みになっている。それでも外部の人間が神輿を担ぎ、花棒をめぐってもめごとが起きるのである。ここには、E会という外部の人間を受け入れる組織が関わっている。E会は平成元年に創設された組織でくらやみ祭に外部の人間を受け入れる役割を持っている。もちろん加入するには幹部会員の承認が必要なのだが、まれにそれからもれる人物が出る。こうして現れる外部の人間と彼らが引き起こすもめごとについて青年とE会の間でのもめごとが起こり、E会がその責任を問われたのである。

3) もめごとの処理

まず1つ目の外部の人間が花棒を担いだことについては、暴力による制裁というシンプルでくらやみ祭においては一般的な方法で処理された。

〔事例4〕「あれ、って思う間にずっと（花棒に）入っちゃってさ。がんがんやりだす（神輿をもみだす）からさ、もうあつという間に囲まれちゃって。止める間もなかったよ。同じ半纏だったから助けなきゃと思っていったんだけど、見たことない顔だったから、じゃ知らないやって」（平成19年のもめごとの現場にいた人）

このときの様子については〔事例4〕のような話を聞くことができた。

このような外部からの乱入というもめごとは暴力という手段で処理されることがほとんどである。日常生活で行われれば刑事事件に発展しかねない暴力というもめごとの解決手段は、くらやみ祭参加者から当然とみなされているだけでなく、被害者、そして警察からも黙認されている。

これには、くらやみ祭参加者の中では、勝手に花棒を担いだ奴が悪い、暴力を振るわれて当然、という共通の認識があり、暴力を受けた側もそうなることを半ば理解して行っているところがあること、一瞬のできごとであり、大勢の人間が関わるため犯人を特定できないこと、くらやみ祭に限らず祭礼の関係者は、祭礼の場で暴力を受けたことを警察などに訴えることが恥ずかしい行為であると考えていること、という3つの理由があると考えられる。

警察に話を聞いても「そういうのは恥ずかしいって意識があって、被害届が出ないから事件にはならない」「仲間内で隠しちゃうから（犯人は捕まらない）」「死人が出るとかそういうことじゃない限り」「殴るところを警察官が見たとか、そういうちゃんとしたことじゃないと確保もできない」という話を聞くことができた。

2つ目の外部の人間を神輿渡御に参加させたことに関するもめごとはまず神輿渡御終了後、青年がE会に対して強い不満をもらしているということがE会の中で問題となった。「E会は面倒ごとばかり起こすって言われてる」「青年がもうE会には担がせないって言ってる」「誰が（もめごとを起こした外部の人間に）半纏を貸したんだ」といった会話がかわされ、どのようにして青年に謝罪するのかということが話し合われた。

まず、もめごとを引き起こした外部の人間を連れてくることははかられたが、見つけることができなかった。その後、幹部会議によって会長と幹部が、青年に「詫びを入れ」に行く、という決定がなされた。会議が終了したのは23時過ぎであったが、そのまま会長と幹部は青年会長や神輿長などのもとに「詫びを入れ」に行き、もめごとを引き起こした外部の人間に半纏を貸した

E会会員を除名するという事で一応処理された。

2つ目のもめごとは、幹部が青年に「詫びを入れ」、会員を除名するという形で処理された。1つ目のもめごとのように暴力という手段が用いられなかったのは、どちらに非があるかはっきりしていたこと、神輿渡御終了後に問題が起きたこと、宮内部で力を持つ組織同士のもめごとであったこと、という3点が影響していると思われる。

「詫びを入れ」というのは暴力で処理されない場合のもめごとの処理に最も多く用いられる手段である。どちらか一方の非が明らかな場合、この手段が用いられる。その際特に口上や作法があるわけではないが、「詫びを入れ」られた側がそれを受け入れればもめごとは一応解決となる。

会員を除名するというのは大変に厳しい処分であり、用いられることは少ない。ここでこの手段が用いられたのは、E会が参加させた外部の人間がもめごとを引き起こすという事態が5年前にも起きており、E会に対する風当たりが強くなっていたことが影響していると思われる。

(3) 観客とのもめごと

1) もめごとのあらまし

平成17年くらやみ祭神輿渡御において発生した観客と参加者の間でのもめごとである。平成17年、神輿が神社の鳥居を出たところで、観客と参加者の間で喧嘩が起き、それを止めに入った警官が負傷するという事件が起こった。警察はこれを重く捉え参加者側に自主警備の強化を要請し、これに応じてくらやみ祭では試行錯誤の末、自主警備を実施することとなった。

2) もめごとの発生

[事例5]「神輿を担いでる人間同士ならいいんだけどさ、観客とかが巻き込まれると警察がでてくるんだよ。観客もさ、見てるだけならいいんだけど、絡んでくる奴がいたりしてさ。やっぱり、そういうのがあるとこっちも困るんだよね」「見てる奴はくらやみ祭のことをよく知らないからさ、絡んでくるんだよね。でさ、若いのにぼこぼこにされたりすると問題になるんだよ。警察はさ、担いでる人間にはあんまり言ってこないけどさ」(くらやみ祭参加者)

くらやみ祭における参加者と観客とのもめごとについて、参加者は[事例5]のように話している。

このように参加者と観客との間のもめごとは、参加者同士や参加者と外部の人間とのもめごとのように頻繁ではないにしろ、初めて発生したというようなもめごとではなかった。しかし、このもめごとはそれまでと異なった処理のされ方をすることとなる。

これには平成13年に発生した「明石歩道橋事故」が影響している。これは「01年7月21日夜、兵庫県明石市の大蔵海岸で開催された花火大会を訪れた見物客が会場とJRの駅を結ぶ歩道橋の上に滞留。人が折り重なるように倒れる群衆雪崩が起き、子供9人と高齢者11人が死亡、247人が重軽傷を負った。兵庫県警は明石署、市、警備会社の計12人を業務上過失致死傷で書類送検し、神戸地検は現場責任者5人を起訴した。遺族は嫌疑不十分で不起訴処分になった元署長と元副署長の起訴を求めている。遺族が県警(県)や市に賠償を求めた民事訴訟は計約5億6800万円の支払いを命じた1審・神戸地裁判決が確定している」⁷⁾という事件である。

〔事例 6〕「(あの事件というのは、ほかのお祭りとかにも結構影響を与えたんでしょうか) 警察の方から言ってきますからね、与えたでしょうね。警察官が自分たちが罰せられるのがいやだから、あくまでも主催者側ですよ、警察じゃないですよ、って言いたいわけです。それはそうですよね、警察にしてみれば」(52 歳 神職 平成 17 年のもめごとについての話の中で)

神職が〔事例 6〕のように話しているとおり、この事件において警察の警備責任が問われたことは警察の祭礼に対する対応を大きく変えたという。

こうした背景の中起こったのが平成 17 年の観客とのもめごとである。神輿が鳥居を出た直後、宮土士の小さなもめごとが発生した。くらやみ祭では細い参道を抜け、道幅の広い旧甲州街道に出ると神輿が激しくもまれ、ここでいくつかの神輿が入り乱れるのが見所のひとつとなっている。

平成 17 年にはここで二之宮と三之宮の間で小さなもめごとが起これ、そこに観客が乱入するという事態に発展した。さらに、それを止めるために警察が介入し、大きなもめごとになったのである。

〔事例 7〕「喧嘩は毎年あるんだけど、去年はさ、観客が絡んできてさ。で、しかも警察署長が、普通は神田とかでかい祭りのあるところで経験つんだ人が来るからさ、下手に喧嘩に関わったりしないんだよ、その方が早く収まるからね、今年は拡声器使ってどなったりさ、喧嘩を見にきてるんじゃないとかさ。それで喧嘩が大きくなった上に、警官が足折られたんだよ。今年警察が怒ってるのはさ、身内がやられたからでさ、そうじゃなきゃそんなにうるさくないんだよ」(平成 16 年のもめごとの現場にいた参加者)

参加者はこのもめごとについて〔事例 7〕のように話している。警察が祭礼への圧力を強めようとしているという背景のもと、参加者と観客との間のもめごとが発生し、さらにその場において警官が負傷した、というのが平成 17 年のもめごとである。

3) もめごとの処理

平成 17 年大祭委員会反省会において、警察側から参加者による自主警備を求める要求がなされた。大祭委員会は小委員会を開き、それに対処することとなる。

小委員会による会議が 4 回開催され、最終的に平成 18 年度の大祭委員会において「雑踏警備、観客警備については原則的には警察に於いて行うが、補完的なことについては主催者に於いても体制を整え行うものとする」「神社神域内並びに御神幸経路の必要な地点にガードマン(警備会社)等必要な係員を配置し、観客等の警備にあたる」「各宮、各担当町内では渡御、還御の際、御太鼓、御神輿警備のため周囲に必要な数の係員を配置して、その警備にあたり観客とのトラブルの発生を極力未然に防ぐこと」といった規定を設けることとなった。

このような執行部による決定が行われ、警察側もこれに納得したことで、このもめごとは一応処理された。しかし、これはくらやみ祭の執行部である大祭委員会が行った明文化された公式の決定であり、それが実際にもめごとを引き起こした一般の参加者に広まり、共通の認識を持つよ

うになって始めてこうしたもめごとの処理が終了したといえるだろう。次にこうした決定が一般の参加者に広まる様子をみてみたい。

[事例8]「何回も申しておりますが、これまでに大祭委員会を何度も開いておりますが、昨年ちょっとあのトラブルがありましたので、今年度は自主警備をしっかりとやるようにと、警察のほうの指導がありましたので、今年度から初めて警備という形で、警備という烏帽子の方がいまして、あわせて30名のかたがいらっしゃいます。この方は神輿の周り、また太鼓の周りで十分注意してもらいたいと思います。今年も怪我などないように、楽しい、にぎやかなお祭りにしていきたいと思います。事故のないように最後までみなさんの協力をお願いします。もし何かありますと来年からお祭りは中止になります。そのへんをまあ考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします」(72歳 シカチョウ出身 平成18年の神輿渡御前に)

[事例9]「誰がどこにつくとか、どこがもめごとが多いとか、ほら、参道出たところとか、御旅所前とかさ、あそこら辺であるんだよ、だからそこは警備の人間をたくさんつけたりとかさ、結構細かく決めてたよ」「祭りでのもめごとはさ、中の人間じゃなきゃ収められないんだよ。普通の奴とか、警察なんかがいくら言っても聞かないけど、顔が売れてる人が入ればさ、すんなり収まるんだから。だから、警備ってのも顔が売れてる人間がやらないとね。そういう人間が選ばれたみたいだよ」(参加者 自主警備実施前に)

この決定が大祭委員会でなされると、次にそれぞれの町会から各組織に伝達されることとなった。[事例8]は神輿渡御前に行われた挨拶、[事例9]は自主警備に関する参加者の語りである。神輿渡御直前の挨拶でもくらやみ祭の中止という最悪の事態への警告を行いながら、注意を呼びかけている。また他の参加者も自主警備の実施について関心をもって臨んだようである。

こうした活動の結果、もめごとが起こった翌年のくらやみ祭は大きな問題もなく終了し、その成果を認められた自主警備は今後も実施されていくこととなった。このようにして、観客と参加者の間のもめごとは明石の事件を意識した警察の要望もあって、自主警備の実施という形で処理されたのである。

3. 2つの結論

(1) 第1の結論

3つの事例をもとに、もめごとの処理に関するルールについて整理すると以下のようになる。

- ① 内部のもめごとは内部で処理するという自治的な性格を持つ
- ② 内部のもめごとに対しては、暴力という日常では正当ではない手段が許され、外部もそれを容認する
- ③ もめごとがこじれた場合「顔が利く」人物に話が持ち込まれるが、それが内部でのもめごとである以上は、大祭委員会や町内といった運営全体に関わる執行部まで問題が発展

しない

- ④ 外部のものを巻き込むもめごとは執行部が対処し、外部のルール、事情に合わせる形で処理がなされる。そしてそれは明文化される

このように整理すると、明文化されたルールとそうでないルール、外向きのルールと内向きのルールという2つのルールがあることが分かる。

ここで明文化されたルールと明文化されないルールについて整理する。まず明文化されたルールとは、祭礼の現代的状況におけるくらやみ祭批判への対応として作られたものである。

〔事例 10〕「神輿渡御に関する申し合わせ事項」

「服装

ア、奉舁者の服装

1、白丁及烏帽子は必ず一定の形を着用すること。特に渡御“おいで”の際は、中雀門を出るまで1社40名とし、白烏帽子、白丁着用者に限る。但し、横木持ちその他準備係は10名とする。

（中略）

神輿の渡御及還御

1、先駆の警戒（裏面行列順序の先頭）は各社より1名ずつ出て奉仕し御旅所到着まで列より離れないこと。奉仕者氏名は4月30日迄に総代が神社に届出ること。

2、神輿の出御は5日午後6時とし、午後9時15分迄に必ず御旅所内に到着すること。

（後略）

」

〔事例 10〕は「神輿渡御に関する申し合わせ事項」という大祭委員会と神社が制定した明文化されたルールである。平成5年に神輿渡御時間の変更を目指す大祭委員会が警察との折衝の中で制定したものであり、平成10年、13年、14年、18年、19年に改正されている。神輿渡御全体に関する明文化されたルールであり、神社で配布されているため、誰もが手にすることができるものとなっている。

また、平成19年に大祭委員会の場で配布された「御太鼓・御神輿の渡御、還御における見物客の安全を確保する自主警備（雑踏警備、観客警備）要項」などもこうした明文化されたルールのひとつに数えることができるだろう。

くらやみ祭外部の時代的・社会的背景に対して敏感に反応し、作成されていくのが明文化された外向きのルールである。

明文化されたルールは平成17年のもめごとのようにくらやみ祭に存続の危機が訪れた時や重大な変更が行われた時に更新され、外部に向けてくらやみ祭がそれに対応したことを表明するために作られるものである。ここからは明文化されたルールに参加者が託したくらやみ祭「存続への意思」が見て取れる。

また、この明文化されたルールが誰も手に取ることができるものであるにも関わらず、参加者のほとんどがその存在に言及せず、気にもとめないということ、さらにもめごとの現場でその処理のために用いられないことがないことなども、明文化されたルールが外部に向けたルールであることを示している。

次に明文化されないルールについて整理する。明文化されないルールとは、くらやみ祭参加者にのみ共有され、それを共有していなければくらやみ祭に参加することができないものである。参加者同士のもめごと、乱入者とのもめごと、の事例のように罰則を有し、参加者への強力な規制力を持つ社会規範であり、倫理的規範である。

これに対しては警察も一定の理解を示し、関与しない部分がある。現実的なくらやみ祭の現場で常に用いられるものであり、参加者も様々な場面で明文化されないルールについて教育され、時にはそれに違反して罰を受けながらそれを自分のものとしていく。こうしたルールを自らのものとしていく学習の過程が参加者となることであるということもできる。

明文化されないルールは明文化されたルールと比べて時代的・社会的背景に比較的影響されず、存在している。これを共有しなければ、くらやみ祭の参加者とはみなされず、また参加者であってもこれに反すれば罰せられるという「参加への前提」として、明文化されないルールは存在している。

では、明文化されたルールと明文化されないルールは具体的にはどのように異なるのだろうか。ここで、問題になるのは観客とのもめごとである。発生原因は同じ喧嘩であるが、くらやみ祭参加者とルールを共有しない、異質の存在である警察や観客が関わっていることで特徴的な事例である。

ここでは、参加者は観客を通常のもめごとと同じような手段で排除しようとしたが、さらにそこに警察が介入したことでもめごとが大きくなってしまった。ここでくらやみ祭は「来年からお祭りは中止になり」かねない危機を迎え、そこで新たに明文化されたルールが付け加えられたのである。

ここから導き出される第1の結論は、くらやみ祭のもめごととその処理からは「存続への意思」としての明文化されたルールと「参加への前提」としての明文化されないルールが見出され、それが巧みに機能しあうことでくらやみ祭が存続しているというものである。

明文化されたルールがなければくらやみ祭は外部からの圧力によって潰されてしまい、明文化されないルールがなければくらやみ祭は内部から崩壊し、くらやみ祭でなくなってしまう。双方が補い合うことでくらやみ祭は存続されているのである。

(2) 第2の結論

しかし、第1の結論で描かれるのは静態的で完結した祭礼である。この結論は「彼はなぜ殴られたのか」という問いに答えることができるのだろうか。

「彼はなぜ殴られたのか」という問いは、祭礼におけるもめごとの根本をなす問いである。筆者自身、祭礼の現場でもめごと遭遇するたびにこれに類する問いを発していた。誰かが誰かに殴られる、という単純なできごとが祭礼に様々なもめごとを引き起こし、それが祭礼の変更のきっかけともなることは本論文の事例からも明らかである。

第1の結論に従うならば、「彼はなぜ殴られたのか」という問いに対する答えは、それは彼がルールを破ったから制裁を受けたのだ、となる。では、次に、そのルールとは何か、という問いが出てくる。その問いに対する答えは、それは「参加への前提」としての明文化されないルールである、というものである。これでは明文化されないルールを共有する参加者は殴られないことになる。

しかし、祭礼の現場では必ずしもこうはならない。参加者同士のもめごとではくらやみ祭にお

いて「ナンバーワン」であるはずのA青年の会長が殴られている。また、祭礼における明文化されないルールを体現する人物である「顔が利く」人も「まあ、俺がやられたら大変なことになるよ（府中じゅうが行きますよね）ははは、そうかもね」（60歳 男性 喧嘩について聞いているとき）と話すのである。つまり、祭礼の現場では誰しものが殴られる可能性があり、誰しものが「彼」になりうるのである。

「彼はなぜ殴られたのか」という問いによって第1の結論は破綻することになる。明文化されないルールを共有し、それを守らせる立場にある人物もまた、殴られるのだとすれば、明文化されないルールが「参加の前提」として存在することはできない。では明文化されないルールとは一体何なのだろうか。

もちろん、明文化されないルールが存在しないというわけではない。祭礼の現場は、明文化されない様々なルールに従って運行されていることは確かである。

明文化されないルールとは、誰しものが共有しているがゆえに明文化されないのではなく、明文化できない、する必要がないからこそ明文化されないのではないかと考えてみるとどうだろうか。明文化されないルールとは、参加への前提として存在するのではなく、誰かが殴られたとき、その理由を説明するために持ち出される、あるいは創り出されるものなのではないだろうか。

明文化されないルールがあり、それに反した人間が制裁を受けるのではなく、潜在的に、あるいは、祭礼の現場の中で、気に入らない人間に、喧嘩祭りとしてのくらやみ祭という状況のもと暴力が振るわれ、それがその後、説明、あるいはいいわけとして明文化されないルールに反したからだ、という説明が行われたのではないかと考えることができる。

「彼はなぜ殴られたのか」という問いに体系的な説明をつけることはできない。明文化されないルールを共有する参加者であろうがなかろうが、誰しものが彼になる（殴られる）可能性がある。その後の説明体系としての明文化されないルールがいかに適用されるか、それが通じる範囲であるかどうかは、その個人によって異なる。「顔が利く」人が「俺が殴られたら大変なことになるよ」という語りを行うということは「顔が利く」人ですら殴られる可能性があるということであり、また、もしそうなれば、それが「大変なこと」となるという点で彼は他の参加者とは異なった存在なのである。

祭礼の現場で誰かが殴られた後に「彼はなぜ殴られたのか」と説明を求められたとき、そこで持ち出されるのが明文化されないルールであり、その場面で初めて明文化されないルールが創り出される。ただ、もめごとへの発生への説明体系としての明文化されないルールを共有していると認識（誤解、誤認）することでくらやみ祭の参加者である、内部の人間であると認識するのである。

4. 動的な祭礼へむけて

本論文では、3つのもめごとの事例からもめごとの処理とルールについて考察してきた。

そこからは2つの結論を導き出すことができた。第1の結論で導き出される祭礼像は静態的で完結した祭礼であり、第2の結論で導き出される祭礼像は動態的で曖昧な祭礼である。

第1の結論は、祭礼の現代的な状況に対応してはいるものの、やはり祭礼とは「同一の社会集団のメンバーがお互いに「身内／仲間」であることを（再）確認するための社会－文化的な仕

掛け」であるという理解の中におさまってしまう。そこでは、祭礼の現場に登場する個人が取りこぼされ、祭礼が持つ「さまざまな力の葛藤や支配の競合」「多様な力関係が差異を生み出す動態」「変動論ならびに闘争論」といった側面を見逃してしまう。祭礼を「祭り」として概念規定され、テキスト化されてきたもの」の枠内に押し込め、それが持つ可能性を取りこぼしてしまう。

第2の結論は、祭礼研究の前提を離れ、祭礼の現場から、祭礼におけるもめごとと迫るものであった。祭礼において発生するもめごとを予定調和の中に閉じ込めるのではなく、もめごとの根本である「彼はなぜ殴られたのか」という問いから理解しようとするものである。ここから導き出された祭礼のルールは祭礼の現場で創り出され、読みかえられながらも正しいものとみなされる動態的なものとなる。そして、この結論において祭礼は、多様な個人が祭礼の現場において行う言動によって常に新たな姿をとることとなる⁽⁸⁾。

民俗学における祭礼研究が、祭礼の現代的状況を視野に入れ、「祭り」として概念規定され、テキスト化されてきたものから一度離れて、あらためて人が「祭り」と呼んで行っている実践と、そこで得られる経験に近づこうとする」ならば、本論文が提示したような祭礼の現場で創り出され、読みかえられ、それでもなおそれが正しいものとして認識されるようなルールに着目することが必要なのではないだろうか。

そうすることで、祭礼研究は祭礼の現代的状況を正確に理解し、参加者に関する理解を深めていくことやそこで達成される共同についての新しい見解を持つことが可能となると思われる。具体的には祭礼の参加者を特定の組織や団体の拡大や縮小の問題とするのではなく、参加者になるということを祭礼の現場で創り出され、読みかえられながらも正しいものとみなされるルールを身につける、あるいは身につけているかのように振る舞えるようになる過程から理解する視点が求められる。さらに祭礼を行っている特定の集団があるのではなく、祭礼とは参加者が共同行為を行うことによってお互いを「身内／仲間」とであると認識する場であり、その認識は常に外部を意識しながら祭礼の現場で更新されるものであると捉える視点などが重要となるであろう。

註

- (1) たとえば[谷部 2002; 小西 2007]など。
- (2) 祭礼の現代的状況とは、「近代化ないし高度経済成長の過程で、共同体の解体と二重の意味で祭りの日常化(日常生活が祭りのようになり、祭りが日常性から脱却できない現象)が進み、それだけ祭りは、不必要にもなれば不可能にもなって衰退していく」[芦田 2001: 38] ことで、祭礼を取り巻く環境が変化し、祭礼が「日常的な活動・価値・規範・利害などによって包囲され、監視され、規制されつづけることになる」[芦田 2001: 32] ことで、祭礼の参加者が自らの望むような祭礼を行うことが困難となり、祭礼の外部を意識しその意向に合わせながら祭礼を行わなければならない状況をさす。
- (3) シカチョウとは本町・新宿・番場・八幡宿の府中旧町内を指す言葉である。明治初期に大國魂神社から神輿を委託され、それ以後くらやみ祭運営の中核を担ってきたのがこのシカチョウである。神輿・太鼓の新調の際の資金提供やくらやみ祭に関する準備・運営・後片付けまで、資金面だけでなく労力においても最も貢献してきた。また、シカチョウは旧町名で表されているが、そこに居住するすべての人がその範囲に含まれるわけではない。地図上で示せるような地理的な範囲ではなく、人々の認識の中にものみある社会的な範囲である。さらに現在はその地域にマンションな

どが増え、新住民も多く居住したため、その存在はくらのみ祭の時にしか現れないものとなっている。しかし、シカチョウ住民でない者は参加者の中で高い地位につくことができないなど、くらのみ祭参加者にとっては今現在も重要な意味を持っている。

- (4) 祭りブームとそれによって祭礼が受けた影響については拙稿を参考のこと [中里 2009]
- (5) 「顔が利く」人とは、祭礼の現場において祭礼参加者から一定の権力を有するとみなされている人々のことである。彼らは意見の集約やもめごとの処理において活躍する祭礼の運営に必要な不可欠な存在である。祭礼の現場においてのみ立ち現れ、常に周囲の承認を必要とする個人であるという点で特徴的であり、祭礼の内部を正統な権威とは異なった形で体现する存在である。「顔が利く」人がどのようにして誕生し、祭礼の現場でどのような働きをするのか、などの詳細については拙稿を参照のこと [中里 2008]。
- (6) これはくらのみ祭の場合である。三社祭などでは中の 2 本の点棒は地元の青年が担ぎ、周りの 2 本は時間と場所などの細かい規定があり、担ぎ屋集団が交替で担ぐこととなっている。
- (7) 「ニュースな言葉 明石歩道橋事故」(『毎日新聞』2007 年 4 月 6 日) による。
- (8) 祭礼研究と個人については拙稿を参照のこと [中里 2008]。

文献

- 芦田徹郎 2001『祭りと宗教の現代社会学』世界思想社
- 川村邦光 1998「若者の“力”と近代日本—若者組の解体と再編—統合」田中雅一編『暴力の文化人類学』京都大学学術出版会
- 小西賢吾 2007「興奮を生み出し制御する—秋田県角館、曳山行事の存続のメカニズム—」『文化人類学』73 (3)
- 桜井徳太郎 1985『結衆の原点 共同体の崩壊と再生』弘文堂
- レイヴ, ジーン・ウェンガー, エティエンヌ 1994『状況に埋め込まれた学習 正統的周辺参加』(佐伯胖訳) 産業図書
- 真野俊和 2007「民俗宗教論における“宗教”と“個人”の発見—シャマニズム研究が果たしたもう一つの役割—」佐々木宏幹編『民俗学の地平—桜井徳太郎の世界—』岩田書院
- 竹沢尚一郎 1999「都市祭礼研究の課題と可能性」『宗教と社会』別冊
- 中里亮平 2008「祭礼と「顔が利く」人々—東京都府中市大国魂神社くらのみ祭の事例から—」『民俗学論叢』23
- 中里亮平 2009「祭ブームと祭礼の影響関係—東京都府中市大国魂神社くらのみ祭の事例から—」『民俗学論叢』24
- 中野紀和 2006「「移動」から捉えたイベントと祭礼のイベント化」『日本民俗学』247
- 中野紀和 2007『小倉祇園太鼓の都市人類学 記憶・場所・身体』古今書院
- 俵木 悟 2009「華麗なる祭り」『日本の民俗 9 祭りの快楽』吉川弘文館
- 三浦耕吉郎 1998「儀礼のメタ規範と暴力の政治—シャリヴァリ儀礼の転用をめぐる—」田中雅一編『暴力の文化人類学』京都大学学術出版会
- 柳川啓一 1987『祭と儀礼の宗教社会学』筑摩書房
- 谷部真吾 2000「祭りにおける対抗関係の意味—遠州森町「森の祭り」の事例を通して—」『日本民俗学』222